

金融機関 限り

～ 対外厳秘 ～

経営力強化保証制度に関する回答事例集

令和6年7月1日制定

令和7年3月14日改正

令和7年4月1日改正

中小企業庁 金融課

～目次～

1. 総 論	1
2. 各 論	4
(1) 対象中小企業者について	4
(2) 対象金融機関について	4
(3) 対象資金、貸付形式、保証期間等について	5
(4) 事業行動計画書について	7
(5) 中小企業者、金融機関の責務並びにＥＢＰＭについて	10
3. その他	18
4. 様式	
(1) 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書	19
(2) 事業行動計画書	20
5. 別添参考資料集	
別添1：報告項目一覧	
別添2：報告スケジュール	

1. 総 論

問 1： 本制度創設の背景は何か。

答： 中小企業政策審議会企業力強化部会での議論と中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号、現：中小企業等経営強化法）の改正を踏まえ、金融と経営支援の一体的取組を推進し、中小企業の経営力の強化を図るため、経営力強化保証制度（以下「旧経営力強化保証制度」という。）を創設した。

なお、旧経営力強化保証制度は、令和3年4月に創設した伴走支援型特別保証制度が、本制度と同様に計画策定とモニタリングを要しており、利用対象層が重なっていたため、中小企業者に対する分かりやすさを考慮し、令和5年3月末で一旦廃止した。

しかし、伴走支援型特別保証制度の取扱いが、令和6年6月末で終了したもの（令和6年能登半島地震の被災地域を除く）、新型コロナウイルス感染症等の影響により積み上がった債務の返済負担の増加に伴う借換需要や原材料価格の高騰等の環境の変化に対して、金融機関をはじめとした認定経営革新等支援機関が、中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、引き続き中小企業の経営力の強化を図るため、令和6年7月に本制度を制定することとなった。

（注1）中小企業政策審議会企業力強化部会の中間とりまとめ（グローバル競争下における今後の中小企業政策のあり方：平成23年12月）において、「信用補完のために、金融機関による企業の経営状況の把握や、経営支援と一体となった金融の仕組みの構築が十分に進んでこなかった面もある」との課題があげられ、具体的な政策のあり方として、「金融と経営支援の一体的取組を実現する金融機関が貸付を行う際、保証機関の信用保証に係る保証料率の割引を行う仕組みの創設を図るべき」との指摘を受けている。

（注2）中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第44号）により、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（現：中小企業等経営強化法）が改正（8月30日施行）され、支援事業の担い手の多様化・活性化として、支援事業を行う者の認定を通じて中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現し、中小企業の経営力の強化を図ることとしている。

問 2： 認定経営革新等支援機関とは何か。

答： 中小企業等経営強化法第31条第1項に規定する、主務大臣の認定を受けた経営革新等支援業務を行う者。

問3：認定経営革新等支援機関の計画策定支援により、中小企業者が経営革新計画の承認を受けた場合、又は異分野連携新事業分野開拓計画若しくは経営力向上計画の認定を受けた場合、本制度において取り扱うことが可能か。
また、事業再生計画実施関連特例の要件を満たす場合はどうか。

※令和7年3月14日改正

※令和7年4月1日改正

答：経営革新計画の承認、又は異分野連携新事業分野開拓計画若しくは経営力向上計画の認定を受けた中小企業者であって、それぞれの経営革新関連特例、異分野連携新事業分野開拓関連特例、経営力向上関連特例の要件を満たす場合は、本制度ではなく、それぞれの特例を利用することとなる。

また、事業再生計画実施関連保証制度や事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度の申込人資格要件に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者であって、事業再生計画実施関連特例の要件を満たす場合についても同様。

問4：本制度において、追認保証は対象となるのか。

答：対象とならない。

保証申込時において、中小企業者が策定した事業計画や金融機関・認定経営革新等支援機関の経営支援内容を確認する必要があることから、追認保証は取り扱わないこととする。

問5：本制度を斡旋保証で取り扱うことは可能か。

答：不可。

金融機関や認定経営革新等支援機関による事業計画の策定支援や期中における継続的な経営支援が必要であることから、金融機関が事業計画を事前に審査しておくことが重要であり、金融機関経由保証のみとする。

問6：本制度は例外なく責任共有対象となるのか。

答：そのとおり。旧経営力強化保証制度に適用されていた、責任共有制度の対象除外となる保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む。）を同額以下で借り換える場合に責任共有対象外（100%保証）となる取扱いは適用されない。

なお、旧経営力強化保証制度で責任共有対象外（100%保証）になっているものを、本制度を利用し、同額以下で借り換えた場合においても、責任共有対象（80%保証）となる。

問7： 本制度の限度額はいくらか。

答： 一般関係に係る保証及び中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）第12条に規定する経営安定関連保証であって、保険法第2条第5項第5号の特定中小企業者に係るもの（以下「経営安定関連保証（5号）」という。）の利用分を合わせて2億8千万円。ただし、限度額には旧経営力強化保証制度の保証債務残高を含む。

なお、限度額は1中小企業者あたり2億8千万円であるため、複数の保証協会を利用している場合は、複数の保証協会利用分を合算することに留意されたい。

2. 各論

(1) 対象中小企業者について

問8： 本制度の対象となる者の要件は何か。

答： 保険法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、一般関係に係る保証を利用する者又は経営安定関連保証（5号）を利用する特定中小企業者が対象となる。ただし、いずれの場合であっても金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し（事業行動計画書を作成し）、その計画の実行と進捗の報告を行う責務を負うこととする。

(2) 対象金融機関について

問9： 本制度の対象となる金融機関の要件は何か。

答： 中小企業信用保険法施行令第1条の2に規定する金融機関等すべてが対象となる。ただし、金融機関自らが認定経営革新等支援機関でない場合は、認定経営革新等支援機関と連携して経営支援を行うことが必要。

なお、金融機関自らが認定経営革新等支援機関である場合にあっても、専門分野の経営支援を行うために、他の認定経営革新等支援機関と連携することは可能。

問10： 金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して経営支援を行うとはどのようなことか。

答： 本制度は、金融と経営支援の一体的取組を推進する観点から、金融機関を経営支援の主体と捉えており、その金融機関と連携する認定経営革新等支援機関が事業計画の策定支援や事業計画の実施に関する指導・助言（経営革新等支援業務）を行うことにより、中小企業の経営力の強化を図ることを目的としている。

このため、金融機関は、保証時において、事業計画上、認定経営革新等支援機関がどのような経営支援を行うか確認するとともに、期中においても、中小企業者の計画の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うこととしている。

これに際し、金融機関は認定経営革新等支援機関と経営支援を行う中小企業者に関して、経営支援の状況の情報共有等を通じ、認識の一致を図ったうえで有効な経営支援を講じていくこととなる。

なお、認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務を実施した中小企業等に対する案件の継続的なモニタリングを実施することとなっているところ（中小企業等の経営強化に関する基本方針）。

保証協会は、経営支援の主体である金融機関から、年一回、中小企業者の計画の実施状況、金融機関及び認定経営革新等支援機関の経営支援状況について報告を受けることで、本制度における経営支援が適切になされているか把握することとなる。

（3）対象資金、貸付形式、保証期間等について

問11：本制度による対象資金は、運転資金に限定されるのか。

答：運転資金・設備資金を問わず、事業資金であれば問題なく、借換資金も対象となる。ただし、経営安定関連保証（5号）を利用する場合は、経営の安定に必要な事業資金であって、新型コロナウイルス感染症関連保証に係る既往借入金を借り換えることが必要となる。

なお、上記のいずれについても事業計画の実施に必要な資金に限る。

問12：「新型コロナウイルス感染症関連保証に係る既往借入金」とはどのようなものを指すのか。

答：以下に掲げるものを指す。

- ・新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金（いわゆる民間ゼロゼロ融資）
- ・伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金
- ・保険法第12条に規定する経営安定関連保証（保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
- ・保険法第15条に規定する危機関連保証（保険法第2条第6項（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）に該当する特例中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
- ・経営安定関連保証（5号）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

問13：経営安定関連保証（5号）を利用する場合、新型コロナウイルス感染症関連保証に係る既往借入金以外の既往借入金を借り換えても良いか。

答：不可。借換の対象は前間に記載した既往借入金に限られる。また、借換後の本制度経営安定関連保証（5号）利用分について、再度、経営安定関連保証（5号）を利用した本制度で借り換えることも不可。

問14：経営安定関連保証（5号）を利用する場合、借換時に真水を加えることは可能か。

答：可能。ただし、借換は必須であり、新規融資のみの対応は不可。

問15：事業計画の実施に必要な資金はどのように確認するのか。

答：「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書に記載されている必要な事業資金の調達予定額や調達予定期により確認する。

問16：「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書は原本が必要か。

答：写しで差し支えない。

問17：当座貸越根保証、手形割引根保証等は本制度の対象となるか。

答：極度設定のある貸付・割引（根保証形式の保証）は対象とならない。

なお、手形割引個別保証・手形貸付個別保証については、本制度の対象となる。

（注）根保証形式であることをもって経営支援が行われないというものではないが、本制度導入に当たっては、個別保証において対応することとする。

問18：保証期間は事業行動計画書の計画期間と一致させなければならぬのか。

答：一致させる必要はない。

問19：借入金額のうち一部が借換資金の場合であっても、保証期間は10年以内となるのか。

答：そのとおり。

問20：運転資金と設備資金が混在した資金の保証期間はどうなるのか。

答：7年以内とする。ただし、借換資金を含む場合には10年以内とする。

問21：保証料率はどうなるのか。

答：次表のとおり。

また、経営安定関連保証（5号）を利用する場合は、各保証協会所定の同保証の保証料率を適用する。

＜一般関係に係る保証の場合（借入金額に対する率）＞

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	財務諸表なし
ガイドライン	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	II
本制度	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	1.15

問22：連帯保証人の取扱いはどうなるのか。

答：経営者保証については、必要に応じて徴求するが、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

また、「経営者保証を不要とする取扱い」（財務型を除く。）や「事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）」により、経営者保証を徴求しないことも可能。

問23：担保の取扱いはどうなるのか。

答：必要に応じて徴求するものとする。

問24：本制度に係る金利は、金融機関所定利率とされているが、自治体制度で活用する場合、固定金利でも認められるのか。

答：自治体制度において、金融機関と協議のうえ、固定利率とすることを妨げるものではない。

（4）事業行動計画書について

問25：事業行動計画書に有効期間はあるか。

答：有効期間はないが、作成日から概ね3か月以内の保証協会の保証申込受付を目安に取り扱われたい。

問26：事業行動計画書は原本が必要か。

答：写しで差し支えない。

問27：事業行動計画書は保証申込の都度必要か。

答：必要。ただし、同一金融機関で同時に複数の保証申込を行う場合は1枚で足りる。また、同一金融機関からの保証申込であって、作成日から概ね3か月以内、かつ事業行動計画書の記載内容に変更がない場合は、すでに保証協会に提出済の事業行動計画書を再度添付のうえ保証申込を行うことで差し支えない。

問28：他金融機関との対話を通じて作成した事業行動計画書を使用してよいか。

答：不可。申込金融機関との対話を通じて作成した事業行動計画書が必要。したがって、事業行動計画書1.事業者名等に記載する金融機関名は申込金融機関名となる。

問29：事業行動計画書以外にすでに作成済の計画書がある場合、当該計画書を代用してもよいか。

答：事業行動計画書に記載すべき項目を含んでいるものであれば差し支えない。

なお、必ずしも全項目を含んでいる必要はないが、含んでいる項目は事業行動計画書6.収支計画及び返済計画下段の該当項目にチェックし、含んでいない項目は

事業行動計画書に記載して提出することを要する。ただし、全項目を含んでいる作成済の計画書である場合であっても、事業行動計画書は情報提供に関する同意文言を含んでいることから、作成済の計画書とあわせて事業行動計画書が必要となる。

また、すでに作成済の計画書で代用する場合、申込金融機関を含めて複数の金融機関の支援を受け（対話を通じて）又は申込金融機関の支援は受けずに当該計画書が作成されたことも考えられるが、事業行動計画書1. 事業者名等に記載する金融機関名は申込金融機関とする。

問30：すでに作成済の事業行動計画書以外の計画書を、本制度の利用に当たって修正したものでもよいか。

答：差し支えない。ただし、計画修正日（保証協会の保証申込受付以前、概ね3か月を目安）の属する事業年度から必要な期間（3事業年度～5事業年度）を満たすものであることを要する。

問31：制度要綱1.4. 事業行動計画書において、事業行動計画書の必要な計画期間（3事業年度～5事業年度）が規定されているが、何をもって必要な期間を満たす事業行動計画書であるとするのか。

答：事業行動計画書4. 計画終了時点における将来目標内「EBITDA有利子負債倍率」、5. 具体的なアクションプラン内「目標値」及び6. 収支計画及び返済計画の各項目の計画1年目、計画2年目に加えて、計画3年目から計画5年目のいずれかの年までの数値が記載されていることをもって、必要な期間を満たす計画であるものとする。

問32：1. 事業者名等の「確認状況記載欄」に金融機関確認者の押印は必要か。

答：不要。

問33：1. 事業者名等の「認定経営革新等支援機関」における「当社が受ける経営支援の内容」はどのように記載すればよいか。

答：「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書に認定経営革新等支援機関が記載した経営支援の内容における項目のアルファベット（a～o）と、その詳細を記載する。

問34：事業行動計画書5. 具体的なアクションプラン内「改善目標指標」で定める指標に指定はあるのか。

答：ローカルベンチマークにおける6指標（①売上増加率、②営業利益率、③労働生産性、④EBITDA有利子負債倍率、⑤営業運転資本回転期間及び⑥自己資本比率）のうち、④EBITDA有利子負債倍率を除いた5指標の中から中小企業者が

任意に設定する。

なお、4. 計画終了時点における将来目標のEBITDA有利子負債倍率について個人事業主は記載不要（問36参照）。

問35：制度要綱14. 事業行動計画書（2）「原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。」とは、具体的にどういうことか。

答：事業行動計画書3. 財務分析に掲げる指標を算出することをいう。

なお、「原則として」としているのは、申込中小企業者の中には、業歴が浅く確定した決算がない又は確定申告を行っていない中小企業者もいるものと想定されるが、それらの中小企業者を対象とするため。

問36：個人事業主であっても事業行動計画書3. 財務分析は全項目算出する必要があるか。また、6. 収支計画及び返済計画の売上高、営業利益、税引き後当期純利益はどのように記載すればよいか。

答：個人事業主については、貸借対照表の有無にかかわらず、①売上増加率、②営業利益率及び③労働生産性の3項目を算出することで足りる。

6. 収支計画及び返済計画は以下の項目に置き換えて記載することとする。

確定申告	売上高	営業利益	税引き後当期純利益
青色申告	売上（収入）金額	差引金額（⑦-⑧）	所得金額
白色申告	売上（収入）金額	専従者控除前の所得金額	所得金額

問37：事業行動計画書3. 財務分析の「直近の決算期」は事業行動計画書作成日時点における直近決算ということか。

答：そのとおり。

なお、決算日到来後、申告前かつ申告期限前である場合は、その前の期の確定決算（確定申告）に基づいて算出することで差し支えない。

問38：事業行動計画書3. 財務分析は、表面財務で算出するのか。

答：そのとおり。

問39：事業行動計画書4. 計画終了時点における将来目標について、定量的な数値目標の記載は必要か。

答：定量的な数値目標の記載を必要としない（ただし、法人にあってはEBITDA有利子負債倍率の数値は必須）が、売上高や収支等が改善することにより、経営の安定や収益力改善が図れる目標であることは必要。

問40：事業行動計画書6. 収支計画及び返済計画の「直近決算の状況（計画策定前）」及び「計画1年目」の記載方法は。

答：「直近決算の状況（計画策定前）」は事業行動計画書記入日時点における直近決算を記入し、「計画1年目」は計画策定日の属する事業年度を記載する。

（5）中小企業者、金融機関の責務並びにEBPMについて

問41：中小企業者の責務は何か。

答：金融機関に対し事業計画の進捗の報告を行うこと。

問42：金融機関の責務は何か。

答：金融機関は次の責務を負っている。

（1）中小企業者の事業年度を基準として、貸付実行日の属する四半期の翌四半期から、事業行動計画書作成日の属する事業年度から5事業年度（以下「フォローアップ期間」という。）分まで、四半期に1回、中小企業者の経営状況の確認をするとともに、中小企業者から事業計画の実行状況の報告を受けること（以下「フォローアップ」という。）。金融機関は、保証申込に先立ち、予め中小企業者に対し、金融機関に対する報告が必要であること並びに報告内容が保証協会及び（保証協会を経由して）経済産業省（経済産業局）に提供されることを十分に説明する必要がある。

なお、次に掲げる条件（以下「特例条件」という。）のいずれかを満たした場合、満たしたことを確認した金融機関については、四半期に1回の責務とされているフォローアップを、翌事業年度分から年に1回（第4四半期終了後における通年分のみ）とすることができる。特例条件①については、特例条件を満たした四半期の属する事業年度内における翌四半期分からフォローアップを省略することができる（ただし、当事業年度の第4四半期分（通年分）はフォローアップを行う（問45参照）.）。

- ① フォローアップ期間中における四半期毎の月平均売上高が、保証協会への保証申込日の属する月を除く最近3か月の月平均売上高と比較して、3四半期連続して115%以上となった場合（この3四半期は決算期を跨いでも差し支えない。）。
 - ② フォローアップ期間中に確定したいたいずれかの決算の年間総売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響が発生する直前の決算（令和2年1月以前の決算のうち最新のもの）における年間総売上高以上となった場合。
 - ③ フォローアップ期間中に確定したいたいずれかの決算の売上高営業利益率が、新型コロナウイルス感染症の影響が発生する直前の決算（令和2年1月以前の決算のうち最新のもの）における売上高営業利益率以上となった場合。
- （2）事業行動計画に基づいた対話を通じ、必要に応じて、事業計画の実行に係る指導・助言等、追加的な経営支援を行うこと。
- （3）フォローアップ期間分について、中小企業者の事業年度毎に年に1回、中小企業者の本制度の利用状況、中小企業者の事業計画の実行状況及び財務状況並びに金融

機関及び認定経営革新等支援機関の経営支援状況を保証協会へ電子データで報告すること（以下「保証協会向け報告」という。）。

問43：四半期毎のフォローアップについて、所定の時期、報告方法はあるか。

答：時期については、基本的には四半期終了の翌月中とするが、中小企業者と金融機関の間で定めて差し支えない（例えば、決算日の属する四半期分は決算確定（確定申告）後とする等）。

報告方法については、必ずしも中小企業者から書面による報告を求めるものではないが、報告を受けた内容は「経営力強化保証制度フォローアップ報告書（例）」を活用するなどして記録に残す必要がある。

問44：特例条件のいずれかを満たしたものの、その後、再び満たさないこととなつた場合、金融機関は四半期毎にフォローアップを行う必要があるか。

答：不要。1度特例条件のいずれかを満たせば、その後は年に1回（第4四半期分（通年分））のフォローアップで差し支えない。

問45：特例条件①に「この3四半期は決算期を跨いでも差し支えない」とあるが、例えば、前事業年度第3、第4四半期と当事業年度第1四半期の3四半期で特例条件を満たした場合、当事業年度分はすでに1回フォローアップしており、当事業年度分においてはそれ以降のフォローアップは不要ということか。

答：必要。「3四半期連続」の3四半期目が事業年度中（第1、第2又は第3四半期）である場合、第4四半期分（通年分）はフォローアップする必要がある。翌事業年度からは年に1回（第4四半期分（通年分））のみのフォローアップで可となる。

問46：特例条件③について、個人事業主の場合、営業利益をどのように確認すればよいか。

答：青色申告は経費差引後の「差引金額（⑦-⑩）」、白色申告は「専従者控除前の所得金額」を営業利益として取り扱う。

問47：特例条件に関して、決算期の変更等により、比較に用いる決算が12か月に満たない場合の考え方。

答：特例条件③については考え方には変更はない。特例条件②については、1か月あたりの平均売上高を算出して比較する。1か月に満たない端数がある場合、16日以上を1か月としてカウントするものとする。

問48：特例条件に関して、創業間もない中小企業者等、新型コロナウイルス感染症の影響が発生する直前の決算（令和2年1月以前の決算）がないことがあるが、その場合、特例条件②及び③の対象とはならないということか。

答：そのとおり。

問49：EBPMとは何か。

答：EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）とは、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用し、政策の基本的枠組みを明確化する取組みである。

問50：本制度にEBPMに伴う情報提供を求めるとした理由は何か。また、経済産業省は取得した情報をどのように活用するのか。

答：本制度における政策の効果検証を行うため、中小企業者のデータ等を、申込人の同意を得た上で経済産業省に対して情報提供することを求めるものである。経済産業省では、本制度利用者及び非利用者の比較分析や効果検証等を通じて、将来的な制度改善に役立てることに活用する。

問51：保証協会が経済産業省（経済産業局）に対して情報提供する項目は何か。

答：金融機関が保証協会向け報告において報告する項目のうち、「所在地」、「資本金」、「会社設立日」、「業種」、「従業員数」、「申込金融機関」、「保証申込金額」、「保証承諾日」、「保証承諾金額」、「経営安定関連保証（5号）認定取得の有無」、「プロパー融資有無」、「借換対象となる既存保証の保証割合」、「金融機関の訪問回数」、及び「財務状況」が経済産業省（経済産業局）に対して情報提供する項目となる。なお、保証協会が経済産業省（経済産業局）に同項目を電子データで送付すること（以下「経産省向け報告」という。）で情報提供を行う。

問52：情報提供にあたり、中小企業者からどのように同意を取るのか。

答：事業行動計画書に情報提供に関する同意文言を記載しており、金融機関が当該同意について申込人に確認するとともに、確認状況記載欄に記載する。

問53：経済産業省（経済産業局）へ提供された情報は公表されるのか。

答：EBPMの目的の範囲内において経済産業省（経済産業局）が指定する者に対して共有を行い、その者が当該情報を統計的に処理した上で匿名化した結果を公表することはあり得る。

問54： 保証協会向け報告及び経産省向け報告（以下「保証協会向け報告等」という。）を電子データに限定した理由は。

答： 前問回答のとおり、政策の事後的な効果検証等に活用することが目的であり、分析可能な形で提出いただく必要があるため。

問55： 電子データとは具体的に何か。

答： Excelブック形式（拡張子.xlsx）。

問56： 保証協会向け報告等の電子データの受領方法は。

答： セキュリティに留意しつつ、詳細は各保証協会で定める。

問57： 電子データについて所定のフォーマットはあるか。

答： 保証協会向け報告用及び経産省向け報告用にそれぞれ所定のフォーマットがある。したがって、金融機関は2種類のデータ（ファイル）を送付することとなる。
なお、経産省向け報告用フォーマットは、保証協会向け報告用フォーマットの報告項目から一部を抜粋したものとなっている。

問58： 保証協会向け報告等の具体的な報告項目は。

答： 別添1「報告項目一覧」を参照されたい。報告は電子データでの授受となるが、電子データにおいては、別添1「報告項目一覧」にある項目が中小企業者毎に1行に並んだものとなる（ただし、計画策定年度が異なる保証を追加で行った場合は、1中小企業者で2行以上使用する。）。なお、同一計画策定年度における2回目以降の保証協会向け報告等は、新たな行を設けて記載するのではなく、1回目の保証協会向け報告等と同じ行に追記して報告することとなる。

報告項目のうち、「所在地」、「資本金」、「会社設立日」、「業種」、「従業員数」、「申込金融機関」、「保証申込金額」、「保証承諾日」、「保証承諾金額」、「経営安定関連保証（5号）認定取得の有無」、「プロパー融資有無」、「借換対象となる既存保証の保証割合」については、保証協会向け報告等を行う都度確認することまでは要さず、金融機関が把握しているものを選択又は記載することで足りる（詳細はフォーマット内項目セルのコメント参照）。

なお、1度特例条件のいずれかを満たした場合、別添1「報告項目一覧」の「99_保証申込日の属する月を除く最近3か月の月平均売上高（千円）」以降の項目のうち、満たした時点以降の項目の記載は不要。

問59： 前問回答に、「中小企業者毎に1行に並んだもの」とあるが、連帯債務者の場合はどのように報告するのか。

答： いずれか1中小企業者（金融機関が主たる債務者として管理している債務者があ

る場合は当該債務者とする。) 分を報告することで足りる。

問60： 保証協会向け報告項目にある「中小企業者の取組」及び「金融機関からの評価ならびに金融機関・認定経営革新等支援機関の経営支援の取組状況等」についてはどのようなことを記載すればよいか。

答： 基本的には金融機関及び認定経営革新等支援機関の判断によるが、例えば「中小企業者の取組」には、売上向上や費用抑制のために、中小企業者が各四半期に実施した事項を記載することを想定している。また、「金融機関からの評価ならびに金融機関・認定経営革新等支援機関の経営支援の取組状況等」には、「金融機関からの評価」として中小企業者の取組みの修正するべき点、継続するべき点等や、次の四半期において取り組むべき事項や「金融機関・認定経営革新等支援機関の経営支援の取組状況」として、事業行動計画書1. 事業者名等の【認定経営革新等支援機関】に記載されている経営支援の内容等について記載することを想定している。

問61： 前問に関連してフォローアップ期間中において、業績が悪化した先（計画期間中の営業利益が赤字等）や計画達成状況が芳しくない先について、フォローアップ報告を記載する際に留意することはあるか。

答： 業績が悪化した先や計画達成状況が芳しくない先においては、必要に応じ計画見直しの内容や金融機関及び認定経営革新等支援機関が実施した経営支援の内容等を記載されたい。

問62： 2回目以降の保証申込において、以前提出された事業行動計画書が変更された場合、フォローアップはどの事業行動計画書の内容に基づいて行うのか。

答： 最新の事業行動計画書の内容に基づいてフォローアップを行う。なお、計画策定年度が異なる場合、問58のとおり、1中小企業者で複数の行を使用することとなるが、最新計画策定年度の行のみならず、それより前の計画策定年度分の行についても状況等を記載し報告することとなる（重複する事業年度の報告は同じ内容となる。）。

問63： 金融機関は保証協会向け報告等をいつまで続ける必要があるか。

答： フォローアップ期間分の報告まで。ただし、フォローアップ期間内に完済した場合は、完済日の属する事業年度の1期前の事業年度分まで（すなわち完済日の属する事業年度分は不要。）。

問64： 金融機関は保証協会向け報告等をいつ行う必要があるか。

答： 4月から9月決算の中小企業者分は1月中に、10月から3月決算の中小企業者（個人事業主を含む。）分は7月中に報告する。ただし、計画策定年度（計画1年目）

分の報告は計画2年目分の報告とまとめて報告する。詳細は別添2「報告スケジュール」を参照されたい。

なお、事務の効率化の観点から個別毎の報告は避け、保証協会毎に金融機関が本部等でとりまとめのうえ報告することとされたい。

問65：計画策定年度（計画1年目）分の報告は計画2年目分の報告とまとめて報告するとされているが、計画2年目に完済した場合、計画策定年度（計画1年目）分のみを報告する必要があるか。

答：不要。

問66：決算期を変更した中小企業者にかかる保証協会向け報告等の報告時期の考え方（例：9月決算から3月決算に変更した場合）。

答：変更後の決算期に応じた報告時期に報告することとなる。したがって、例の場合は1月中の報告対象者から7月中の報告対象者となる。

なお、決算期の変更に伴う12か月に満たない事業年度分についても、フォローアップ期間中の1事業年度としてカウントする。

問67：経産省向け報告は保証協会から経済産業省（経済産業局）へ送付することとなるが、いつまでに送付する必要があるか。

答：4月から9月決算の中小企業者分は2月末までに、10月から3月決算の中小企業者（個人事業主を含む。）分は8月末までに送付する。

なお、保証協会から経済産業省への送付は各保証協会を管轄する経済産業局を経由することとしている。

問68：保証協会向け報告等が必要な中小企業者のリストについて、保証協会から金融機関に提供されるのか。

答：保証協会向け報告等が必要な中小企業者は金融機関が管理すべき事項であり、本制度は信用保証書により判別できるため、リスト等は原則提供されない。

問69：中小企業者が金融機関に対してフォローアップに係る報告を行わない場合、どのような対応が必要か。

答：金融機関が中小企業者に対してフォローアップに係る報告を求ることとなる。仮に、再三の要請にもかかわらず報告されない場合は、その報告回は報告項目を空欄にして保証協会向け報告等を行うことでやむを得ない。

なお、中小企業者が合理的な理由なく、報告しない状態がある場合は、中小企業者、金融機関、認定経営革新等支援機関、信用保証協会との間で、今後の対応について協議することとする。

協議の結果、中小企業者が「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書において確約した事項（金融機関に対する進捗の報告等）を遵守しないことであれば、当該中小企業者に対し、本制度固有の信用保証料率の引下げが適用された場合、引下げ前の信用保証料率によって計算された保証料との差額相当額の追加徴収等を検討し、対応する。なお、当該中小企業者のその後の保証申込について、保証協会はかかる事実も考慮した上で慎重に対応することも考えられる。

問70： 第1回目の保証協会向け報告等の期限が到来する前に代位弁済請求に至った中小企業者の場合も報告は必要となるか。

答： 不要。必要に応じ、代位弁済請求時に受領する「説明書」等に代位弁済請求に至った経緯等とあわせて記載を求め確認することで差し支えない。

問71： 報告期限が到来した保証協会向け報告を行わないまま代位弁済請求する場合どのように対応すればよいか。

答： 代位弁済請求時に、保証協会向け報告を行わなかった理由を記載した書面を保証協会に提出する必要がある。なお、保証協会は、必要に応じて、中小企業者からの報告の受け方やその徹底等について、金融機関と個別に協議する。

問72： 中小企業者の事業年度を基準として、本制度と類似した責務が金融機関に課されている全国統一の保証制度（当該全国統一制度に準拠した自治体制度を含む。）を利用中の中小企業者について、同一金融機関で本制度を利用し、それらの保証と報告時期が同じである場合であっても、金融機関はそれぞれの保証制度毎に報告しなければならないか。

答： 報告する必要がある。

問73： 前問に関連して、国が保証料補助・利子補給を行う「新型コロナウイルス感染症対応資金」等、半期（3月・9月）を基準として業況報告を行う保証制度を利用中の中小企業者についてはどうか。

答： 本制度の保証期間が3年を超える場合（条件変更により結果的に3年を超えた場合を除く。）は同一金融機関に限りそれらの保証分の報告は不要。本制度を保証期間3年を超えて保証し実行した場合であって、基準月（3月・9月）の末日において同一金融機関で本制度の残高がある中小企業者については、当該金融機関はそれらの保証分について報告したものとして取り扱って差し支えない。なお、その後に、それらの保証よりも本制度が先に完済となった場合又は期間短縮の条件変更により本制度の保証期間が結果的に3年以内となった場合であっても、それらの保証分の報告義務は復活しないものとする。

問74：前問に関連して、「保証期間が3年を超える」とは。

答：貸付実行時の終期が、貸付実行日の3年後の応当日の翌日以降であることをいう。

3. その他

問75： 本保証を他の保証制度で借り換えることは可能か。

答： 本保証制度の目的からして安易に他の保証制度で借り換えることは馴染まないが、中小企業者の経営状況や資金繰り状況からみて中小企業者にとってメリットがある場合においては、本保証を他の保証制度で借り換えることを妨げるものではない。なお、本保証の責務がなくなる借換後においても、継続的な経営支援に努められたい。

問76： 借換保証制度要綱に定める事業計画書は必要か。

答： 不要。

4. 様式

(1) 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書

令和 年 月 日

「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書

(中小企業者) 住 所
名 称
代表者

私は、別添の事業行動計画書に基づき、経営力強化保証の申し込みを行う者であることを届け出いたします。

別添の事業行動計画書は、私自らが策定したものであり、計画の実行及び融資金融機関に対する進捗の報告（四半期毎）を行うことを確約いたします。

なお、本制度では本制度固有の信用保証料率の引下げが適用される場合がありますが、当該確約を遵守しない場合は、当該引下げが適用されない信用保証料率によって計算した信用保証料を支払うこと等、貴信用保証協会の指示に従います。

【認定経営革新等支援機関】 支援機関名 _____

【経営力強化保証の申込内容】

・ 融資金融機関（支店名） _____ (支店 ・ 本店)

・ 申込金額及び資金使途 _____ 千円 (運転・設備) 該当に○印
(うち既存保証協会保証付融資の借換 _____ 千円)

・ 事業行動計画書における申込資金の位置付け
事業年度____年____月期 借入額_____千円の(一部・全部) 該当に○印

【認定経営革新等支援機関使用欄】

私は、融資金融機関と連携し（融資金融機関と認定経営革新等支援機関が同一の場合には自らが）、以下に記載の経営支援を行うことを確約いたします。

なお、記載した内容について、中小企業庁、金融庁、信用保証協会、全国信用保証協会連合会、日本政策金融公庫（保険部門）に提供されることにつき同意いたします。

経営支援の内容（該当に○印（複数選択可））

a 創業支援 b 事業計画策定支援 c 事業承継 d M&A e 生産管理・品質管理 f 情報化戦略
g 知財戦略 h 販路開拓・マーケティング i 人材育成 j 人事・労務 k 海外展開 l BCP作成支援
m 物流戦略 n 金融・財務 o その他（具体的に： _____)

※経営支援の内容の詳細は、別添事業行動計画書参照。

令和 年 月 日

（認定経営革新等支援機関） 住 所

名 称

代表者

印

連絡先

(_____)

担当

(_____)

※ この届出書に事業行動計画書を添付して、融資金融機関にご提出ください。（融資金融機関から信用保証協会に提出されます。）

※ 複数の融資金融機関から融資を受ける場合には、融資金融機関名の欄に、融資を受ける融資金融機関を併記してください。

※ 複数の認定経営革新等支援機関から支援を受ける場合には、一支援機関について一枚の届出書をご提出ください。

※ この届出書は申込人資格要件に該当することの届け出であり、融資及び保証の許否は、融資金融機関及び信用保証協会が審査のうえ決定します。

(2) 事業行動計画書 (1/2)

計画策定日： 令和 年 月 日

事業行動計画書

1. 事業者名等

住所	
法人名	
代表者名	
又は氏名	

【情報提供の同意】

経営力強化保証制度を利用するにあたり、以下に掲げる当社（私）の情報を、以下に掲げる利用目的のために、【金融機関名】が保証協会に対して提供すること、及び保証協会が【金融機関名】から提供された情報を経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

1. 提供する情報	2. 提供先における利用目的
所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、経営安定関連保証（5号）認定取得の有無、プロパー融資有無、借換対象となる既存保証の保証割合、金融機関の訪問回数、決算・税務申告及び財務評価に関する情報	政策効果の検証

* 事業者名は経済産業省に提供されません。

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する項目にチェック）	金融機関本支店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 対面面談 <input type="checkbox"/> オンライン面談 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

【認定経営革新等支援機関】

認定経営革新等支援機関名	当社が受けける経営支援の内容

* 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書における経営支援の内容で○をした項目のアルファベットとその詳細をご記入ください。

2. 現状認識（※1）

No.	項目	内 容
①	事業概要	
②	外部環境 事業の強み・弱み (課題)	
③	経営状況 財務状況 (課題)	

3. 財務分析

直近の決算期			
①売上増加率（売上持続性）（%）		④EBITDA有利子負債倍率（健全性）（倍）	
②営業利益率（収益性）（%）		⑤営業運転資本回転期間（効率性）（か月）	
③労働生産性（生産性）（千円）		⑥自己資本比率（安全性）（%）	

* 表中の財務指標はローカルベンチマークにおける6指標となります。（※2）
個人事業主の方は①②③のみ記載してください。

(2) 事業行動計画書 (2/2)

令和6年7月1日制定

4. 計画終了時点における将来目標

*「2. 現状認識」を踏まえた計画終了時点における事業の具体的な将来目標を記載してください。直近決算の売上高営業利益が赤字の場合は、黒字化に向けた具体的な取組をご記入下さい。

将来目標					
EBITDA 有利子負債倍率	計画1年目 倍	計画2年目 倍	計画3年目 倍	計画4年目 倍	計画5年目 倍
*個人事業主の方はEBITDA有利子負債倍率の記載は不要です。					

5. 具体的なアクションプラン

*「2. 現状認識」の課題（②③のいずれか1つでも可）について取組計画等を記載してください。計画1年目は、計画策定日の属する事業年度となります。
改善目標指標には、「3. 財務分析」の①～⑥（④を除く）のいずれかの指標を記載し、目標値には同指標の計画年度毎の目標値を記載してください。
「本資金の活用方法」は取組計画との関連性を中心に記載してください（課題が複数の場合は、いずれか1つの取組計画に係る記載でも可）。

課題	取組計画等	主な取組				
		計画1年目 (計画策定年度) (令和 年 月期)	計画2年目 (令和 年 月期)	計画3年目 (令和 年 月期)	計画4年目 (令和 年 月期)	計画5年目 (令和 年 月期)
改善目標指標	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
本資金の活用方法 (資金使途、資金効果等)	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					

6. 収支計画及び返済計画

(単位：千円)

	直近決算の状況 (計画策定前) (令和 年 月期)	計画1年目 (令和 年 月期)	計画2年目 (令和 年 月期)	計画3年目 (令和 年 月期)	計画4年目 (令和 年 月期)	計画5年目 (令和 年 月期)
売上高						
営業利益						
税引き後当期純利益						
減価償却費						
借入金返済額						

(本計画書中、別に添付する計画書で代える項目がある場合には項目名をチェックして下さい。)

2. 現状認識 3. 財務分析 4. 計画終了時点における将来目標 5. 具体的なアクションプラン 6. 収支計画及び返済計画

以上

※1 「2. 現状認識」について、「ローカルベンチマーク」における非財務ヒアリングシートを作成している場合には、同シートの提出でも差し支えありません。
ローカルベンチマークの概要については以下URLまたはQRコードをご参照ください。



https://www.mext.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

※2 ローカルベンチマークの算出方法及び各指標の意義は以下『6つの財務指標』の通りです。

(参考) 財務分析の視点 ~ 6つの財務指標~

①売上増加率 【計算式】=(売上高/前年度売上高)-1 【意義】キャッシュフローの源泉である売上高の増減率を確認することが可能であるとともに、事業者の成長ステージを判断するのに有用な指標です。	②営業利益率 【計算式】=営業利益/売上高 【意義】本業の収益性を図る重要な指標であり、事業性を評価するための、収益性分析の最も基本的な指標です。
③労働生産性 【計算式】=営業利益/従業員数 【意義】従業員1人当たりが獲得する営業利益を示すものであり、成長力、競争力等を評価する指標です。	④EBITDA有利子負債倍率 【計算式】=(借入金-現預金)/(営業利益+減価償却費) 【意義】(営業利益+減価償却費)の部分は営業キャッシュフローを簡易的に示すもので、有利子負債と当該営業キャッシュフローを比較しているため、倍率が低いほど返済能力があることを示す指標です。
⑤営業運転資本回転期間 【計算式】=(売上債権+棚卸資産-買入債務)/月商 【意義】営業運転資金とは、販売・提供した商品・サービスの売上債権を回収するまでに必要な資金を示すものです。過去の値と比較することで、売上増減と比べた営業運転資金の増減を計測することができます。回収や支払等の取引条件の変化による必要運転資金の増減を把握するための指標です。	⑥自己資本比率 【計算式】=純資産/総資産 【意義】総資産のうち、返済義務のない自己資本が占める比率を示し、安全性分析の最も基本的な指標です。